

池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営並びに 補助金交付要綱

(目的)

第1条 この事業は、老人クラブ（以下「クラブ」という。）及び市友愛クラブ連合会（以下「友愛連」という。）に対し、助成を行うことにより、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

(助成事業の区分・対象)

第2条 助成事業の区分及び対象は次のとおりとする。

(1) 老人クラブ助成事業

老人クラブ助成事業は、別紙1「池田市老人クラブ運営要領」に沿って活動を行うクラブに対する助成事業とする。

(2) 市友愛クラブ連合会活動促進事業

市友愛クラブ連合会活動促進事業は、別紙2「池田市友愛クラブ連合会運営要領」に沿って活動を行う友愛連に対する助成事業とする。

(補助金の対象経費)

第3条 池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる経費は、クラブ及び友愛連が行う事業に要する費用のうち、別表に定める対象経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、別表に定める基準額と前条に定める対象経費の実支出額と比較して低い方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするクラブ及び友愛連は、市長が別に定める期日までに、池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 代表者届（様式第2号）

(2) 年間活動計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（クラブにあっては様式第4号、友愛連にあっては様式第5号）

(4) 会員名簿のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金の不交付を決定したときは池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、クラブ及び友愛連に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定の通知を受けたクラブ及び友愛連が、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、交付申請書及び第5条各号に規定する書類の内容に鑑み、補助金を概算払で交付することが補助金の交付の目的を達成するために、特に必要であると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けたクラブ及び友愛連（以下「補助金受領者」という。）は、決定を受けた年度の終了後、速やかに池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（クラブにあっては様式第10号、友愛連にあっては様式第11号）

(2) 活動実施状況報告書（クラブにあっては様式第12号、友愛連にあっては様式第12号の2）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付額の確定に当たっては、第6条第1項の規定により決定した補助金の交付額を上限とする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付確定額を算出したときは、速やかに池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、補助金受領者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金受領者（概算払を受けたものを除く。）は、補助金の交付を受けようとするときは、池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金請

求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 第7条の規定により補助金の概算払を受けた補助金受領者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

3 前項の規定による補助金の精算の結果、金額に剰余が生じたときは、市長が別に定める日までに、当該剰余金を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（書類等の検査）

第13条 補助金受領者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めたときは補助金受領者に対して報告又は関係書類の提出を求め、あるいは帳簿等を検査することができる。

（報告及び調査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金受領者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、又は当該職員に補助事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（池田市老人クラブ補助金交付要綱の廃止）

2 池田市老人クラブ補助金交付要綱（昭和52年池田市要綱）は、廃止する。

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の池田市老人クラブ補助金交付要綱第3条の規定

による様式により提出された池田市老人クラブ補助金交付申請書については、平成3年度に限り、この要綱の規定による様式により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。ただし、様式の改正については、平成9年度の実績報告書分から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営並びに補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営並びに補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の池田市老人クラブ活動等社会活動促進事業運営並びに補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

別 表

区 分	基 準 額	対 象 経 費
1. 老人クラブ助成事業	次により算定された額の合算額 (1)-①会員数 50 人以上のクラブ 3,880 円×活動月数 (1)-②会員数 30 人以上 50 人未満のクラブ 3,070 円×活動月数 (2)会員割 300 円×会員数	老人クラブが行う友愛訪問活動、清掃奉仕活動、地域見守り活動、教養講座開催事業、スポーツ活動に必要な報償金、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料等
2. 市友愛クラブ連合会活動促進事業	(1)地域支え合い支援事業 市友愛クラブ連合会が老人クラブ活動の支援事業等補助対象事業のいずれかを行った場合 200,000 円	市友愛クラブ連合会が行う活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業、地域支え合い事業、若手高齢者組織化・活動支援事業、市町村老連活動支援体制強化事業等に必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等
	(2)市友愛クラブ連合会の運営経費で、市長が必要と認める額	市友愛クラブ連合会が行う市長が認める事業に要する経費の内、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等
3. 先進的取組み事業	(1)老人クラブ及び市友愛クラブ連合会が行う次の(1)-①又は(1)-②の事業を行った場合に、市長が必要と認める額 (1)-①市町村推進事業 (1)-②府推進事業	老人クラブ又は市友愛クラブ連合会が行う先進的取組み事業に要する経費の内、必要な給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等

※「会員数」は当該年度の4月1日現在の会員数とする。